# 事務事業評価シート

## (平成25年度実施事業)

事務事業名	水路占用事務			事業コ	<b>一ド</b> 1436
所属コード	089000	課等名	建設部河川課	係名	管理係
課長名	竹田康美	担当者	名 千葉 恵理子	内線番	号 8113
評価分類	■ 一般 □ 2	公の施設	□ 大規模公共事業 □	〕補助金	□ 内部管理

#### 

#### (1) 概要

総合計画	施策の柱	コード	2								
体系	施策	自然災害対策の推進	コード	1							
	基本事業	危険箇所の解消	コード	1							
予算費目名	一般会計(	一般会計(歳入) 14 款 1 項 7 目 水路使用料(003-01)									
特記事項											
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度 <b>開始年度</b>	平成3	年度							
根拠法令等	盛岡市水路	条例									

#### (2) 事務事業の概要

水路機能の維持及び利用の適正化

#### (3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

水路を適正に利用してもらうために、水路の占用又は水路において工作物の新築等を行う際の基準を定め、平成4年4月1日に条例として施行したもの。

## (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

建築基準法における接道要件および土地の有効利用の推進。 許可について柔軟な対応、不法占用などの取り締まり。

## 

## (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

水路の占用申請者(市民,電力,NTT,ガス,水道等)

## (2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	平位.	実績	実績	計画	実績	見込み
A 占用許可申請件数	件	231	110	150	102	150
В						
С						

#### (3) 25 年度に実施した主な活動・手順

申請された占用物件について法、条例に基づき審査及び許可を行った。

## (4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

<b>松梅</b> 宿口	出任	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 許可件数	件	231	110	150	102	150
В						
С						

## (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

申請者に対し適切な指導、占用許可を行ない占用料の徴収を行う。

## (6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

化栅话口	PrF +P4	出任	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目	性格	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 占用料徴収額	■上げる						
	口下げる	円	2,405,730	2,450,234	2,300,000	2,559,691	2,300,000
	□維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

## (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	① <b>E</b>	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	648	648	648	648
	⑤その他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	648	648	648	648
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,000	1,000	1,000	1,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	4,000	4,000	4,000	4,000
計	トータルコスト A+B	千円	4,648	4,648	4,648	4,648
備考						

## 

- (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)
  - ① 施策体系との整合性

水路条例に基づき適切な指導・許可を行い、健全な水環境を確保していることから、施策 体系に結びついている。

## ② 市の関与の妥当性

法定事務であり、市がやるべき事業であることから妥当である。

(3)	対象	の妥	当性
( <b>J</b> )	ᄽᆝᅎᄉ	いな	=IT

法定事務であり, 現状で妥当である。

#### ④ 廃止・休止の影響

廃止・休止は占用の不許可につながり、健全な水環境の確保及び社会生活に影響が出る。 また、法定事務である。

#### (2) 有効性評価 (成果の向上余地)

成果の向上の余地はない。

#### (3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

現在、生活上必要なものに対し条例等に基づき許可しており、適正化の余地はない。

#### (4) 効率性評価

事業費及び人件費は占用料徴収に係る必要最低経費となっているため,削減する余地はない。

#### 

#### (1) 改革改善の方向性

条例等に基づき許可しており、また、経費も必要最低限であることから改善すべき問題点はない。

#### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

改善すべき問題点がないことから、想定されるものはない。

5	課長意見·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

- (1) 今後の方向性
  - 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
  - □ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
  - □ 終了・廃止・休止
- (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

水路機能の維持、適正な利用を進めるために事業を継続して行う必要がある。